

登録規則細則

登録規則細則

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 9 月 30 日 達 第 67 号

2016 年 9 月 30 日 達 第 67 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

付録 1 申込書の書式例

製造中船級登録検査等申込書（様式 1A(J)）を次のように改める。



製造中船級登録検査等申込書

製造中船級登録検査等申込書
様式 1A(J)(2016.7 改正)

日本海事協会 御中

申込文書番号		申込日		年 月 日	
申込者		連絡先			
名称 住所	印	所属・氏名			
		TEL			
		FAX			

日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」(技術サービスを申込み場合は「技術サービス規則」を含む。)を了承の上、下記の登録及び様式 1A(J)-1 に記載の証書等の発行(発行に必要な検査を含む)を申込みます。また、旗国政府等の審査員が日本海事協会に対する審査を行う目的で、本船に乗り船することを許可します。※検査手数料等は検査の成否に関わらず申込者に請求してください。

対象船舶 ※様式 1A(J)-1 の「船舶の主要目」の欄及び「機関の主要目」の欄に追加の要目をご記入ください。

建造者名 及び住所	☐ 申込者と同じ(申込者と同じ場合は名称・住所は記入せず左欄に印をご記入ください)	建造番号		
		建造契約日 ⁽¹⁾ (オプション行使) ⁽²⁾	年 月 日	
		オプション船が否か ⁽²⁾⁽³⁾	☐ Yes	☐ No
		前船の建造契約日 ⁽³⁾	年 月 日	
予定所有者名 (国籍証書に記載される船舶所有者)	☐ 未定	前船の建造番号 ⁽³⁾		
		起工予定日	年 月 日	
		進水予定日	年 月 日	
		完工予定日	年 月 日	
船籍国		船籍港		
船の用途		総トン数		
航行区域	☐ 国際航海 / ☐ 非国際航海 / ☐ 遠洋 / ☐ 非遠洋(航行区域をご記入ください)			
陸上アーカイブ ⁽⁴⁾	☐ ClassNK / ☐ その他() / ☐ 未定 / ☐ 非適用			二重船級 ⁽⁵⁾

- (1) 船舶の予定所有者と造船所の間で建造契約のサインが交わされた日又はその予定日をご記入ください。実際の契約日が予定日と異なった場合は速やかにお知らせください。
(2) 但し、オプション船の場合は、当該オプションを行使する契約の行われた日をご記入ください。尚、「オプション船」とは、従前に製造中船級登録検査等の申込みが行われた同型船(以下、前船という。)の建造契約において、オプションとして建造する予定が前船と同一の契約書に明記されている船舶のことを指します。
(3) 対象船舶がオプション船である場合は、「オプション船が否か」欄の「Yes」欄をチェックの上、「前船の建造契約日」欄及び「前船の建造番号」欄にそれぞれご記入ください。対象船舶がオプション船でない場合は、「オプション船が否か」欄の「No」欄をチェックして下さい。
(4) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則適用船舶にあっては、利用するご予定の陸上アーカイブ (GBS-SCF 対応) 登録先をご記入ください。また、弊社アーカイブセンターをご利用の場合は、別途所定の書式により申込み願います。尚、適用を受けない船舶にあっては、「非適用」欄をチェックして下さい。
(5) 本会と他船級との二重船級の場合、その船級協会名をご記入ください。

製造中船級登録／設備登録

船級登録	希望船級符号及び付記	NS*	
		MNS*	
	希望の注記		
	ガイドライン関連付記	☐ 環境ガイドライン(EA +) ☐ バラスト水処理装置の設置に関するガイドライン (BWTS) ☐ 高圧陸電設備ガイドライン(HVSS) ☐ 船舶搭載の有害物質一覧表に関するガイドライン (IHM) ☐ 騒音・振動ガイドライン(機関室) (MVA) ☐ 騒音・振動ガイドライン(居住区域) (NVC・)	
登録原簿特記事項	☐ n.s. ☐ n.f. ☐ その他:		
設備登録	☐ 安全設備 ☐ 無線設備 ☐ 海洋汚染防止設備 ☐ 居住衛生設備 (日本籍船のみ)		
	☐ 船体防汚システム ☐ 揚貨設備		
	☐ 自動化設備 (☐ MC ☐ M0 ☐ M0・A ☐ M0・B ☐ M0・C ☐ M0・D) ☐ 機関予防保全設備		
	☐ 冷蔵設備 (☐ RMC* ☐ RMC*・CA) ☐ 船橋設備 (☐ BRS ☐ BRS1 ☐ BRS1A)		
	☐ 総合火災設備 (☐ IFC・M ☐ IFC・A ☐ IFC・AM) ☐ その他:		

右の書類を添付します。: ☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)-DG/BC ☐ 1A(J)-CG ☐ 1A(J)-C ☐ 4A
右の書類は後日提出します。: ☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)-DG/BC ☐ 1A(J)-CG ☐ 1A(J)-C ☐ 4A
番船と同型・同仕様につき、右の書類は提出を省略します。: ☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)-DG/BC ☐ 1A(J)-CG ☐ 1A(J)-C

検査手数料等請求先 ※検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、下記にご記入ください。

名称 住所	印	所属・氏名	
		TEL	
		FAX	

NK 記入欄	受理日	年 月 日	受理番号
--------	-----	-------	------

- 注意事項 1. この申込書は弊会の支部・事務所に 1 部提出してください。
2. この申込書の所定の記入事項のうち、未確定事項があるときは、該当欄に「未定」とご記入ください。
3. 記載事項に変更が生じた場合及び未確定事項が確定した場合は支部・事務所に速やかにお知らせください。製造中登録検査の過程で弊会が記載事項と実際の登録の条件を変更すべきと認めた場合は申込者にお知らせします。

証書等発行申込み及び主要目

製造中登録検査申込日	年 月 日
本書式提出日	☐ 同上 / 年 月 日

建造者名	建造番号
申込者 ☐ 同上	

検査及び証書等発行申込み ※日本籍船の証書発行等を申込み場合は下記の欄には記載せず、「条約証書交付等申込書(様式4A)」をご提出下さい。

条約証書発行のための検査及び証書発行 (1) 日本籍船の場合、検査のみを行います。 (2) 日本籍船の場合、検査及び証書発行は日本国政府が行います。 (3) 貨物船安全構造証書、設備証書及び無線証書を統合した書式	検査 証書発行 ☐ ☐ 満載喫水線 (「満載喫水線の主要目」の欄に要目をご記入ください。) ☐ ☐ 旅客船安全 ⁽²⁾ ☐ ☐ 貨物船安全構造 ☐ ☐ 貨物船安全設備 ☐ ☐ 貨物船安全無線 ☐ ☐ 貨物船安全 ⁽³⁾ ☐ ☐ 免除 (☐ 貨物区域固定式消火装置) ☐ ☐ 危険化学品ばら積み運送適合 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 液化ガスばら積み運送適合	検査 証書発行 ☐ ☐ 危険物運搬船適合 ⁽¹⁾ (様式 1A(J)-DG・BC の欄に要目をご記入ください。) ☐ ☐ 油汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ ばら積み有害液体物質運送汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 汚水汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 大気汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ エネルギー効率 ⁽¹⁾ ☐ ☐ バラスト水管理 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 船体防汚システム ☐ ☐ 穀類積載承認 ⁽²⁾ ☐ その他:
	トン数証書等 (4) 日本籍船の場合、測定及び証書発行は日本国政府が行います。 測定 証書発行 ☐ ☐ 国際トン数証書 ⁽⁴⁾ ☐ ☐ PC/UMS Documentation of total volume ⁽⁴⁾ ☐ ☐ スエズ運河トン数証書 ⁽⁴⁾ ☐ ☐ 各国規則トン数証書 ⁽⁴⁾ (適用規則:)	
指定書等 (5) 日本籍船の場合のみご記入ください。	☐ 満載喫水線指定書 ☐ 焼却炉制限温度指定書 ⁽⁵⁾ ☐ 昇降機制限荷重等指定書 ⁽⁵⁾	

船舶の主要目 (1) 弊会に登録されている同型船がある場合、ご記入ください。

Lpp × B × D (m)	× ×	載貨重量	
同型船の建造番号 ⁽¹⁾		石炭運送	☐ あり ☐ なし

機関の主要目 (1) 日本籍の場合は、SI 単位でご記入ください。

主機関	型式		
	連続最大出力 ⁽¹⁾ ・回転数	kW・PS	・ RPM
	製造者・工場		
搭載機関への窒素酸化物放出量 3 次規制適用		☐ 適用 ☐ 非適用	
プロペラ	数・型式・回転数	・	RPM
	軸種類等	☐ 1A ☐ 1B ☐ 1C ☐ 1W ☐ 2	予防保全方式 ☐ PSCM ☐ PSCM・A 代替検査方法 ☐ APSS・O ☐ APSS・W
ボイラー ☐ 主 ☐ 補助	数・制限圧力 ⁽¹⁾	・	MPa・kg/cm ²
	製造者・工場		
発電機	定格総容量	kVA	

満載喫水線の主要目

船舶の型式	☐ A ☐ B ☐ B+ ☐ B-60 ☐ B-100	木材乾玄	☐ あり ☐ なし
希望指定喫水(m)		☐ マルチ証書発行希望	

最大搭載人員

最大搭載人員	名 (旅客: 名 乗組員: 名 その他: 名)
--------	-------------------------

冷蔵設備の主要目 ※冷蔵設備の登録を申込み場合にご記入ください。

希望する付記			
冷媒の種類	冷却方式	冷蔵艙の総容積	m ³

危険物運搬船適合証書及び
IMSBC コード適合証明書発行申込書

製造中登録検査申込日	年 月 日
本書式提出日	☐ 同上 / 年 月 日

建造者名	建造番号
申込者 ☐ 同上	

危険物運搬船適合証書申込み ※日本籍船の場合、検査のみ行います。

固体ばら積み 危険物	積載場所	☐ 貨物倉 番号: ☐ その他:
	危険物の クラス (1)…関連の要件に適合する上で特定貨物の積載を制限する場合、ご記入ください。	☐ 4.1 ☐ 4.2 ☐ 4.3 ☐ 5.1 ☐ 6.1 ☐ 8 ☐ 9 ☐ 特定貨物の積載制限 ⁽¹⁾ :
固体ばら積み 危険物以外	積載場所	☐ 暴露甲板 ☐ 貨物倉 番号: ☐ その他:
	危険物の クラス (1)…関連の要件に適合する上で特定貨物の積載を制限する場合、ご記入ください。	☐ 1.1-1.6 ☐ 1.4S ☐ 2.1 ☐ 2.2 ☐ 2.3(☐ (可燃性) ☐ (非可燃性)) ☐ 3(すべて) ☐ 3(液体:引火点(°C)) ☐ 23 以下 ☐ 23 超 60 以下) ☐ 4.1 ☐ 4.2 ☐ 4.3(☐ 液体 ☐ 固体) ☐ 5.1 ☐ 5.2 ☐ 6.1(すべて) ☐ 6.1(液体:引火点(°C)) ☐ 23 以下 ☐ 23 超 60 以下 ☐ 60 超 ☐ 固体) ☐ 8 (すべて) ☐ 8 (液体:引火点(°C)) ☐ 23 以下 ☐ 23 超 60 以下 ☐ 60 超 ☐ 固体) ☐ 9 ☐ 特定貨物の積載制限 ⁽¹⁾ :

IMSBC コード適合証明書発行申込み

IMSBC コード 適合証明書	☐ グループ A 貨物(☐ 含水量制限あり ☐ 含水量制限なし) ☐ グループ C 貨物 ☐ グループ B 貨物(貨物名を以下にご記入ください。多数の場合、リストを添付してください。)

注意事項 1. 製造中船級登録検査等申込書と同時に提出できない場合には、遅くとも承認図面(メーカー図面を含む)が提出されるまでにご提出をお願い致します。

揚貨設備の主要目

製造中登録検査申込日	年 月 日
本書式提出日	☐ 同上 / 年 月 日

建造者名	建造番号
申込者 ☐ 同上	

揚貨装置(デリック装置・クレーン装置)

番号・種別・位置	希望制限荷重(トン)・制限角度(度)または制限半径(m)			
	荷重	角度/半径	二重表示の場合	
			荷重	角度/半径

けんか巻き方式 ※本欄下のデータシートに詳細をご記入ください。

番号・種別・位置	希望制限荷重(トン)・最大カーゴフォール間角度・制限角度(度)			
	荷重	最大カーゴフォール間角度	振回し方式の場合	
			荷重	角度/半径

Datasheet for Union Purchase^{(1) (2)}

- Location of Derricks: Fore / Aft of hatch no. ().
- Distance of lower guy eyes from upper deck⁽³⁾: Inboard boom () meters
Outboard boom () meters
- Safe Working load in Union Purchase: () tons
- Fall angle: () degrees
- Allowable lifting height from upper deck: () meters
- Outside diameter and thickness of derrick boom: Inboard boom ϕ mm × mm
Outboard boom ϕ mm × mm

(1)…各ギヤング毎に作成願います。
(2)…Camber, Sheer, Trim 及び Heel は無視して下さい。
(3)…guy eye が上甲板に固着されている場合は 0mとして下さい。

鑑定書等発行申込書

製造中登録検査申込日	年 月 日
本書式提出日	☐ 同上 / 年 月 日

建造者名	申込者 ☐ 同上	建造番号	
------	---------------------------------	------	--

鑑定書等発行申込み

荷役設備検査記録簿等 (1)…揚貨装置(ロープ以外)及びロープを含む。 (2)…フォームは検査申込者でご準備ください。	☐ 荷役設備検査記録簿 ☐ 制限荷重指定書 ⁽¹⁾ ☐ デリック装置 ☐ けんか巻きデリック装置 ☐ クレーン装置 ☐ 荷役用ランプウェイ・リフト ☐ その他:	☐ GN ☐ JP ⁽²⁾ ☐ PK ⁽²⁾ ☐ その他 ⁽²⁾ : ☐ GN ☐ JP ☐ PK ⁽²⁾ ☐ その他 ⁽²⁾ : GN: NK 船級船用フォーム JP: 日本籍船用フォーム PK: パキスタン就航船用フォーム
条約非加盟国籍船 条約適合証明書	☐ 貨物船安全構造 ☐ 貨物船安全設備 ☐ 貨物船安全無線 ☐ 油汚染防止 ☐ ばら積み有害液体物質運送汚染防止 ☐ その他:	
各国国内規則適合証明書 (右の欄に適用規則をご記入ください。)		
USCG 規則適合証明書	☐ 海洋汚染防止規則(33CFR Part155) ☐ 液化ガス運搬船(46CFR Part154) ☐ Vapor Emission Control System(46CFR Part39) ☐ その他:	
その他	☐ ILO 船員居住設備適合証明書 ☐ 満載喫水線鑑定書 ☐ 載貨重量鑑定書 ☐ 起工証明書 ☐ その他:	

船級及び設備の維持検査並びに証書発行申込書（様式 2A(J)）を次のように改める。



船級及び設備の維持検査並びに証書発行申込書
様式 2A(J) (16.09)

船級及び設備の維持検査並びに証書発行申込書

日本海事協会 御中

申込文書番号		申込日	年	月	日
--------	--	-----	---	---	---

申込者

名称		氏名	
住所		印	
Tel:		Fax:	
		E-mail:	

日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」(技術サービスを申込みの場合は「技術サービス規則」を含む。)を了承の上、下記に記載の船級及び設備の維持検査並びに証書の発行を申込みます。また、旗国政府等の審査員が日本海事協会に対する審査を行う目的で、本船に乗船することを許可します。なお、検査手数料等は検査の成否に関わらず支払うことに同意します。

検査手数料等請求先 (注)検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

名称		氏名	
住所		印	
Tel:		Fax:	
		E-mail:	

船名	_____	総トン数	_____	船級番号	_____
所有者	_____			IMO NO.	_____
船籍国	_____	船舶番号	_____	信号符字	_____
用途	_____	航行区域	_____	二重船級	_____

1. 検査申込み

(1) 船級検査申込み

- ☐ 定期検査 (SS) NO.() : ☐開始 / ☐未完了 / ☐完了
- ☐ 中間検査 (IS) : ☐開始 / ☐未完了 / ☐完了
- ☐ 年次検査 (AS)
- ☐ 船底検査 (DS) : ☐通常の船底検査 / ☐船底検査に代わる水中検査
- ☐ プロペラ軸検査 (PS) : ☐NO.1 ☐通常の検査 / ☐部分検査 / ☐15年毎又は18年毎*の検査
延長のための検査 ☐1年の延長 / ☐3ヶ月の延長
☐NO.2 ☐通常の検査 / ☐部分検査 / ☐15年毎又は18年毎*の検査
延長のための検査 ☐1年の延長 / ☐3ヶ月の延長
- PSCM又はPSCM・Aの付記を有する船舶
- ☐NO.1 ☐通常の検査 / ☐15年毎又は18年毎*の検査
延長のための検査 ☐1年の延長 / ☐3ヶ月の延長
☐NO.2 ☐通常の検査 / ☐15年毎又は18年毎*の検査
延長のための検査 ☐1年の延長 / ☐3ヶ月の延長
- APSS・O又はAPSS・Wの付記を有する船舶
- ☐NO.1 ☐Method 1 / ☐Method 2 / ☐Method 3 ☐15年毎の検査
延長のための検査 ☐2.5年の延長 ☐1年の延長 ☐3ヶ月の延長
☐NO.2 ☐Method 1 / ☐Method 2 / ☐Method 3 ☐15年毎の検査
延長のための検査 ☐2.5年の延長 ☐1年の延長 ☐3ヶ月の延長
- *日本籍以外の内陸水路航行船の場合
- ☐ ボイラ検査 (BS) : ☐NO.1 ☐NO.2 ☐NO.3
- ☐ 機関計画検査 (PMS) : ☐機関継続検査 (CMS) ☐機関計画保全検査 (PMS) ☐定期的な検査 (PS)
- ☐ 船体継続検査 (CHS) :
- ☐ 臨時検査 (OS) (内容:)

- 次項へ続く -

船 名	船級番号
-----	------

(2) 設備検査申込み

- ☐ 揚貨設備検査 (CHG) : ☐ 年次詳細検査 ☐ 荷重試験 ☐ 臨時検査
- ☐ 自動化設備検査(M0) : ☐ MC / ☐ M0. (* A / B / C / D) (*適宜抹消のこと)
- ☐ 冷蔵設備検査 (RMC) : ☐ 定期検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 居住衛生設備検査(CAA) (注)日本籍にのみ適用されます。 : ☐ 定期検査 ☐ 開始 / ☐ 未完了 / ☐ 完了
- ☐ 船橋設備検査 (BRS) : ☐ 定期検査 ☐ 継続検査 (CRS) ☐ 臨時検査
- ☐ 機関予防保全設備検査 (PMM) : ☐ 定期検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 総合火災制御設備検査 (IFC) : ☐ 定期検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 船体監視システム検査 (HMS) : ☐ 定期検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 潜水装置検査 (DVS) : ☐ 定期検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査

(3) 条約検査申込み

(*適宜抹消のこと)

- ☐ 満載喫水線 (LL) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 安全構造 (SC) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 安全設備 (SE) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ *中間/定期的検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 安全無線 (SR) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 定期的検査 ☐ 臨時検査
- ☐ ケミカル適合 (CHM) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ ガス適合 (GAS) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 危険物輸送 (DG) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 油汚染防止 (OPP) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 有害液体汚染防止 (NLS) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 汚水汚染防止 (SPP) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 大気汚染防止 (APP) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査
- ☐ エネルギー効率 (EE) ☐ 初回検査 ☐ 臨時検査
- ☐ 船体防汚システム (AFS) ☐ 初回検査 ☐ 定期的検査 ☐ 臨時検査
- ☐ バラスト水管理 (BWM) ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査 ☐ 年次検査 ☐ 臨時検査

(注) 上記検査項目はHSSC適用船を基準としています。HSSC非適用船の場合は同等の検査項目を選択下さい。

(4) その他の検査

- ☐ その他の検査 (検査の内容:)
- (注) 各種ガイドラインに関連する船級付記(EA, IHM, NVC, MVA, HVS, BWTS等)維持のための定期的検査・審査については、船級定期検査(SS)・中間検査(IS)・年次検査(AS)と同時に実施します。但し、各ガイドライン関連付記の維持を希望されない場合は、事前に検査支部または担当検査員にお申し出ください。

2. 証書発行申込み

- ☐ 船級証書 ☐ 設備証書 ☐ 揚貨装置制限荷重等指定書 ☐ 満載喫水線証書 (LL)
- ☐ 安全構造証書 (SC) ☐ 安全設備証書 (SE) ☐ 安全無線証書 (SR) ☐ 免除証書 (EX) ()
- ☐ ケミカル適合証書 (CHM) ☐ ガス適合証書 (GAS) ☐ 危険物輸送証書 (DG) ☐ 油汚染防止証書 (OPP)
- ☐ 有害液体汚染防止証書 (NLS) ☐ 汚水汚染防止証書 (SPP) ☐ 大気汚染防止証書 (APP) ☐ エネルギー効率証書 (EE)
- ☐ 防汚方法証書 (AFS) ☐ バラスト水管理証書 (BWM) ☐ 国際トン数証書 (ITC) ☐ 安全証書 (SF)
- ☐ その他 () (SC, SE, SR証書を統合した書式)

(注) 日本籍船のLL, SC, SE, SR, SF, GAS及びAFSの発行を申し込まれる場合は上記欄には記載せず、別途「条約証書交付等申込書(様式4A)」をご提出下さい。
なお、日本籍船のLL, SC, SE, SR, SF, GAS及びAFS以外の条約証書につきましては、日本国政府へお申込み下さい。

3. 検査の場所と予定日

- (1) 検査場所: _____
- (2) 検査日時: _____ 入港予定: _____ 出港予定: _____
- (3) 現地代理店: _____ 担当者: _____
- (Tel) _____ (Fax) _____ (E-mail) _____

4. 連絡事項 (必要に応じご記入下さい)

5. 補足
1. 本申込書は日本以外の国籍の船舶にも使用できます。
 2. 日本籍船の場合は、最新の「船舶検査証書」の写しを添付願います。

製造後船級登録検査等申込書（様式 3A(J)）を次のように改める。



製造後船級登録検査等申込書

製造後船級登録検査等申込書
様式 3A(J) (2016.7 改正)

日本海事協会 御中

申込文書番号	申込日	年	月	日
--------	-----	---	---	---

申込者

連絡先

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」（技術サービスを申込み場合は「技術サービス規則」を含む。）を了承の上、下記の登録及び様式 3A(J)-1 に記載の証書等の発行（発行に必要な検査を含む）を申込みます。また、旗国政府等の審査員が日本海事協会に対する審査を行う目的で、本船に乗船することを許可します。※検査手数料等は検査の成否に関わらず申込者に請求してください。

対象船舶 ※様式 3A(J)-2 の「船舶の主要目」の欄及び「機関の主要目」の欄に追加の要目をご記入ください。

船名	IMO NO.
建造者名及び住所	建造契約日 年 月 日
	起工日 年 月 日
	進水日 年 月 日
建造番号	完工日 年 月 日
船籍国	船籍港
前船籍国	前船級
船の用途	総トン数
受検予定 年 月 日 ~ 年 月 日	受検場所
陸上アーカイブ ⁽¹⁾ ☐ ClassNK / ☐ その他 () / ☐ 非適用	二重船級 ⁽²⁾
航行区域 ☐ 国際航海 / ☐ 非国際航海 / ☐ 遠洋 / ☐ 非遠洋 (航行区域をご記入ください) :	

- (1) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則適用船舶にあっては、陸上アーカイブ (GBS-SCF 対応) 登録先をご記入ください。また、弊会アーカイブセンターをご利用の場合は、別途所定の書式により申込み願います。
- (2) 本会と他船級との二重船級の場合、その船級協会名をご記入ください。

製造後船級／設備登録

船級登録	希望船級符号及び付記	NS MNS
	希望の注記	
	ガイドライン関連付記	☐ 環境ガイドライン (EA +) ☐ バラスト水処理装置の設置に関するガイドライン (BWTS) ☐ 高圧陸電設備ガイドライン (HVSS) ☐ 船舶搭載の有害物質一覧表に関するガイドライン (IHM) ☐ 騒音・振動ガイドライン (機関室) (MVA) ☐ 騒音・振動ガイドライン (居住区域) (☐ NVC)
	登録原簿特記事項	☐ n.s. ☐ n.f. ☐ その他:
設備登録	☐ 安全設備 ☐ 無線設備 ☐ 海洋汚染防止設備 ☐ 居住衛生設備 (日本籍船のみ)	
	☐ 船体防汚システム (☐ AFS ☐ AFS-C) ☐ 揚貨設備	
	☐ 自動化設備 (☐ MC ☐ M0 ☐ M0-A ☐ M0-B ☐ M0-C ☐ M0-D) ☐ 機関予防保全設備	
	☐ 冷蔵設備 (☐ RMC ☐ RMC-CA) ☐ 船橋設備 (☐ BRS ☐ BRS1 ☐ BRS1A)	
	☐ 総合火災設備 (☐ IFC-M ☐ IFC-A ☐ IFC-AM) ☐ その他:	

右の書類を添付します。: ☐ 3A(J)-1 ☐ 3A(J)-2 ☐ 3A(J)-3 ☐ 3A(J)-4-1 ☐ 3A(J)-4-2 ☐ 4A

検査手数料等請求先

※検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

NK 記入欄	受理日	年 月 日	受理番号
--------	-----	-------	------

- 注意事項 1. この申込書は弊会の支部・事務所に 1 部提出してください。
2. 弊会の船舶規則集検査要領に規定される図面を添付してください。
3. 記載事項に変更が生じた場合及び未確定事項が確定した場合は支部・事務所に速やかにお知らせください。

建造者名	建造番号
------	------

検査及び証書等発行申込み

※日本籍船の証書発行等を申込みの場合は下記の欄には記載せず、「条約証書交付等申込書(様式 4A)」をご提出下さい。

条約証書発行のための検査及び証書発行 (1)…日本籍船の場合、検査のみを行います。 (2)…日本籍船の場合、検査及び証書発行は日本国政府が行います。 (3)…貨物船安全構造証書、設備証書及び無線証書を統合した書式	検査 証書発行 ☐ ☐ 満載喫水線 (「満載喫水線の主要目」の欄に要目をご記入ください。) ☐ ☐ 旅客船安全 ⁽²⁾ ☐ ☐ 貨物船安全構造 ☐ ☐ 貨物船安全設備 ☐ ☐ 貨物船安全無線 ☐ ☐ 貨物船安全 ⁽³⁾ ☐ ☐ 免除(☐ 貨物区域固定式消火装置) ☐ ☐ 危険化学品ばら積み運送適合 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 液化ガスばら積み運送適合	検査 証書発行 ☐ ☐ 危険物運搬船適合 ⁽¹⁾ (様式 3A(J)-3 の欄に要目をご記入ください。) ☐ ☐ 油汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ ばら積み有害液体物質運送汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 汚水汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 大気汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 船体防汚システム ☐ ☐ パラスト水管理 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 穀類積載承認 ⁽²⁾ ☐ ☐ エネルギー効率 ⁽¹⁾ ☐ ☐ その他:
トン数証書等 (4)…日本籍船の場合、測定及び証書発行は日本国政府が行います。	測定 証書発行 ☐ ☐ 国際トン数証書 ⁽⁴⁾ ☐ ☐ PC/UMS Documentation of total volume ⁽⁴⁾ ☐ ☐ スエズ運河トン数証書 ⁽⁴⁾ ☐ ☐ 各国規則トン数証書 ⁽⁴⁾ (適用規則:)	
指定書等 (5)…日本籍船の場合のみご記入ください。	☐ 満載喫水線指定書 ☐ 焼却炉制限温度指定書 ⁽⁵⁾ ☐ 昇降機制限荷重等指定書 ⁽⁵⁾	
荷役設備検査記録簿等 (様式 3A(J)-4-1 に要目をご記入ください。) (6)…揚貨装置(ロープ以外)及びロープを含む。 (7)…フォームは検査申込者をご準備ください。	☐ 荷役設備検査記録簿 ☐ 制限荷重指定書 ⁽⁶⁾ ☐ デリック装置 ☐ けんか巻きデリック装置 ☐ クレーン装置 ☐ 荷役用ランプウェイ・リフト ☐ その他:	☐ GN ☐ JP ⁽⁷⁾ ☐ PK ⁽⁷⁾ ☐ その他 ⁽⁷⁾ : ☐ GN ☐ JP ☐ PK ⁽⁷⁾ ☐ その他 ⁽⁷⁾ : GN: NK 船級船用フォーム JP: 日本籍船用フォーム PK: パキスタン就航船用フォーム
IMSBC コード適合証明書	☐ グループ A 貨物 (☐ 含水量制限あり ☐ 含水量制限なし) ☐ グループ C 貨物 ☐ グループ B 貨物 (貨物名を以下にご記入ください。多数の場合、リストを添付してください。) 	
条約非加盟国籍船条約適合証明書	☐ 貨物船安全構造 ☐ 貨物船安全設備 ☐ 貨物船安全無線 ☐ 油汚染防止 ☐ ばら積み有害液体物質運送汚染防止 ☐ その他:	
各国国内規則適合証明書 (右の欄に適用規則をご記入ください。)		
USCG 規則適合証明書	☐ 海洋汚染防止規則(33CFR Part155) ☐ 液化ガス運搬船(46CFR Part154) ☐ Vapor Emission Control System(46CFR Part39) ☐ その他:	
その他	☐ ILO 船員居住設備適合証明書 ☐ 満載喫水線鑑定書 ☐ 載貨重量鑑定書 ☐ 起工証明書 ☐ その他:	

建造者名		建造番号	
------	--	------	--

船舶等の主要目

船舶の主要目

Lpp×B×D (m)	x	x	載貨重量	
同型船の建造番号 ⁽¹⁾			石炭運送	☐ あり ☐ なし
特殊編適用	☐ CS 編	☐ P 編	☐ Q 編	☐ T 編 ☐ その他:
漁船 ⁽²⁾	業務の種類		従業制限	

(1)…弊会に登録されている同型船がある場合、ご記入ください。

(2)…日本籍船で漁船の場合のみご記入ください。

機関の主要目

主機関	数・種類・型式	・		
	連続最大出力 ⁽¹⁾ ・回転数	kW・PS ・ RPM		
	製造者・工場			
搭載機関への窒素酸化物放出量 3 次規制適用		☐ 適用 ☐ 非適用		
プロペラ	数・型式・回転数	・		
	軸種類等	☐ 1A ☐ 1B ☐ 1C ☐ 1W ☐ 2	予防保全方式	☐ PSCM ☐ PSCM・A 代替検査方法 ☐ APSS・O ☐ APSS・W
ボイラー ☐ 主 ☐ 補助	数・制限圧力 ⁽¹⁾	・ MPa・kg/cm ²		
	製造者・工場			
発電機	定格総容量	kVA		

(1)…日本籍船の場合、SI 単位でご記入ください。

満載喫水線の主要目

船舶の型式	☐ A ☐ B ☐ B+ ☐ B-60 ☐ B-100	木材乾玄	☐ あり ☐ なし
希望指定喫水(m)		☐ マルチ証書発行希望	

最大搭載人員

最大搭載人員	名(旅客: 名 乗組員: 名 その他: 名)
--------	------------------------

冷蔵設備の主要目 ※冷蔵設備の登録を申込む場合にご記入ください。

希望する付記				
冷媒の種類		冷却方式		冷蔵艙の総容積 m ³

建造者名		建造番号	
------	--	------	--

危険物運送の主要目 ※日本籍船の場合、検査のみ行います。

固体ばら積み 危険物	積載場所	☐ 貨物倉 番号: ☐ その他:
	危険物の クラス (1)…関連の要件に適合する 上で特定貨物の積載を制限 する場合、ご記入ください。	☐ 4.1 ☐ 4.2 ☐ 4.3 ☐ 5.1 ☐ 6.1 ☐ 8 ☐ 9 ☐ 特定貨物の積載制限 ⁽¹⁾ :
固体ばら積み 危険物以外	積載場所	☐ 暴露甲板 ☐ 貨物倉 番号: ☐ その他:
	危険物の クラス (1)…関連の要件に適合する 上で特定貨物の積載を制限 する場合、ご記入ください。	☐ 1.1-1.6 ☐ 1.4S ☐ 2.1 ☐ 2.2 ☐ 2.3(☐ (可燃性) ☐ (非可燃性)) ☐ 3(すべて) ☐ 3(液体: 引火点(°C) ☐ 23 以下 ☐ 23 超 60 以下) ☐ 4.1 ☐ 4.2 ☐ 4.3(☐ 液体 ☐ 固体) ☐ 5.1 ☐ 5.2 ☐ 6.1(すべて) ☐ 6.1(液体: 引火点(°C) ☐ 23 以下 ☐ 23 超 60 以下 ☐ 60 超 ☐ 固体) ☐ 8 (すべて) ☐ 8 (液体: 引火点(°C) ☐ 23 以下 ☐ 23 超 60 以下 ☐ 60 超 ☐ 固体) ☐ 9 ☐ 特定貨物の積載制限 ⁽¹⁾ :

建造者名		建造番号	
------	--	------	--

揚貨設備の主要目

揚貨装置(デリック装置・クレーン装置)

番号・種別・位置	希望制限荷重(トン)・制限角度(度)または制限半径(m)			
	荷重	角度/半径	二重表示の場合	
			荷重	角度/半径

けんか巻き方式 ※本申込書様式 3A(J)-4-2 のシートに詳細をご記入ください。

番号・種別・位置	希望制限荷重(トン)・最大カーゴフォール間角度・制限角度(度)			
	荷重	最大カーゴフォール間角度	振回し方式の場合	
			荷重	角度/半径

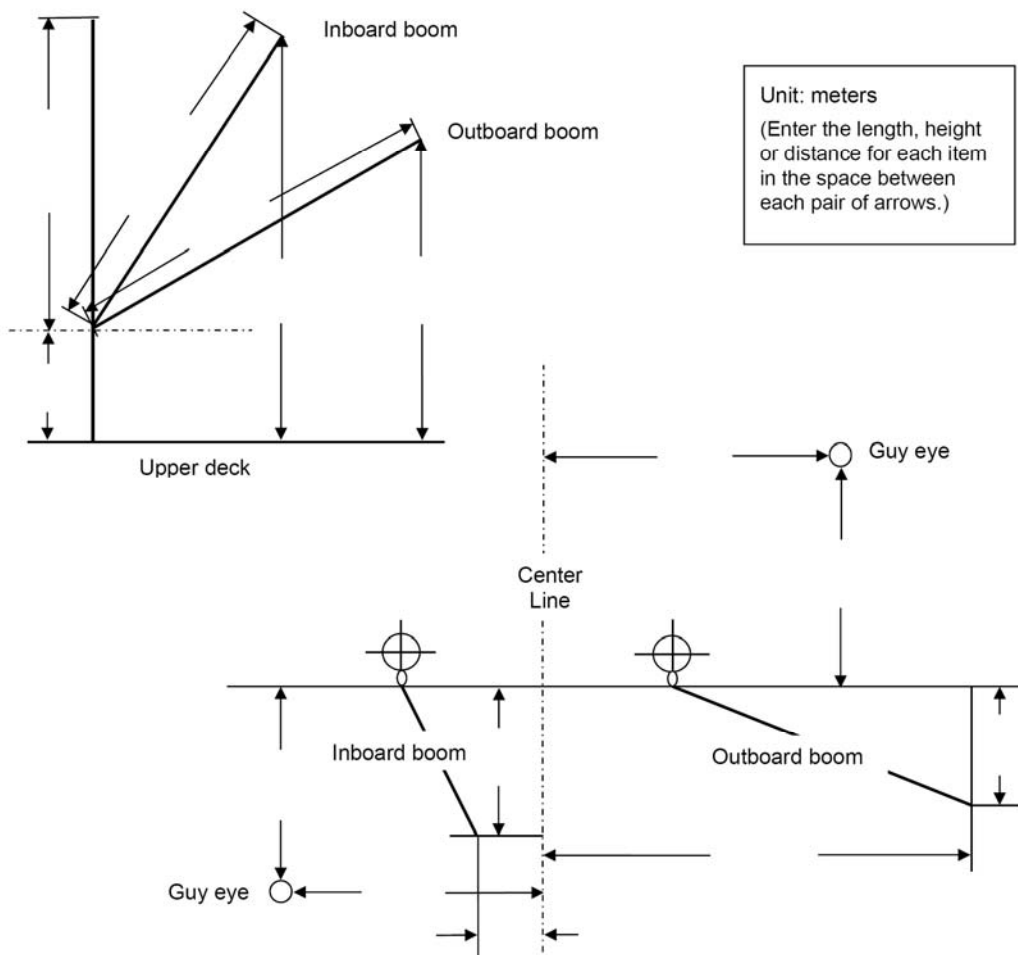
荷役用ランプウェイ・リフト

番号・位置	希望制限荷重(トン)	備考

建造者名		建造番号	
------	--	------	--

Datasheet for Union Purchase ^{(1) (2)}

- Location of Derricks: Fore / Aft of hatch no. ().
- Distance of lower guy eyes from upper deck ⁽³⁾: Inboard boom () meters
Outboard boom () meters
- Safe Working load in Union Purchase: () tons
- Fall angle: () degrees
- Allowable lifting height from upper deck: () meters
- Outside diameter and thickness of derrick boom: Inboard boom ϕ mm $\times$ mm
Outboard boom ϕ mm $\times$ mm



- (1) ...各ギヤング毎に作成願います。
(2) ...Camber, Sheer, Trim 及び Heel は無視して下さい。
(3) ...guy eye が上甲板に固着されている場合は 0mとして下さい。

附 則

1. この達は、2016 年 9 月 30 日から施行する。